

産業廃棄物処理計画書	
令和6年7月19日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県西条市玉之江549番地2	
氏 名 丹下建設工業株式会社	
代表取締役 丹下 喜代範	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0898655568	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	丹下建設工業株式会社
事業場の所在地	愛媛県西条市玉之江549番地2
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	1,041,610円 (令和5年6月30日実績)
③ 従業員数	30名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	処分業者と産廃契約を締結し産業廃棄物を処理。 工事施工 (発生抑制、分別) 自社にて収集運搬 中間処理 (再生処理業者にて) 又は最終処分 (優良認定処理業者にて)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	がれき類、木くず、伐採木
	排出量	2400 t	575 t
	(これまでに実施した取組) 建設リサイクル推進への取組み。 建設廃棄物の発生が抑制される施工に取り組む。 建設廃棄物の分別、減量化の取組みを強化する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	がれき類、木くず、伐採木
	排出量	200 t	500 t
	(今後実施する予定の取組) 建設リサイクル推進への取組みの強化を継続する。 建設廃棄物の分別を行い、減量化の取組みを継続する。 作業所にて廃棄物の発生を抑制する取組みを継続する。 混合廃棄物は、年度により発生量の変動するため、できる限り分別を行って、減量化に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類は、ASガラ、コンクリートガラ(無筋・有筋)に分別を行う。 木くずは、(木くず・伐採木・根株)と土の分別を行う。 混合廃棄物は、土砂とコンクリート破片、木くず、ゴミをできる限り分別を行
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの取組みを継続して取組み、可能な限り分別を行い、減量化を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

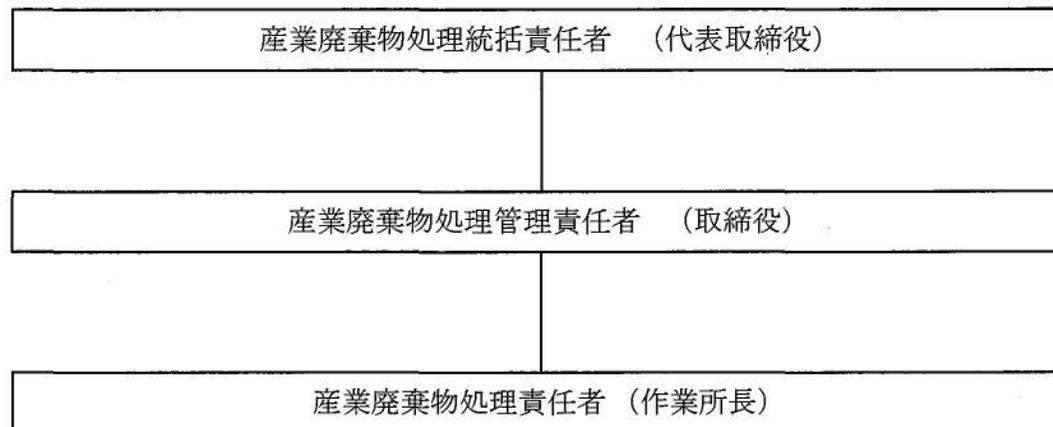
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	がれき類、木くず等
	全処理委託量	200 t	500 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	200 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	500 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>廃棄物の発生を抑制し、可能な限り分別を行い、減量化に努めるよう継続して取り組む。 発生した混合廃棄物は、優良認定処理業者と継続して委託契約を行い適正な処理を行う。 がれき類、木くず等は再生利用業者と継続して委託契約を行い、適正な処理を行う。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物管理体制図

丹下建設工業株式会社



代表取締役 統括責任者で、委託契約における契約者

取締役 委託契約時の確認者で、マニフェスト伝票を管理
産業廃棄物の管理状況を確認し指導を行う

作業所長 作業所における産業廃棄物の管理責任者